

住宅改修施工事例

玄関 手すり



★ 縦手すりと横手すりを組合わせることによって移動～段差の昇降をサポートします。



★ 壁面に手すりが取付られない場合は床から立上の手すりを構築できます。

住宅改修施工事例

トイレ



浴室 手すり



★ 床から立上がりが可能です。

★ ユニットバスにも取付可能です。

住宅改修施工事例

屋外 手すり



★ 玄関ポーチの段差昇り降りとポーチ上の移動をサポートします。

★ コンパクトな1本支柱式手すり！独特的なフォルムg型スタンド



★ 二段式で、強度も使い勝手もよくなります。

★ 柱を埋め込むことによって、より強固に手すりを施工することができます。スタンド（アンカーリ留め）を使用した立上もお選びいただけます。

住宅改修施工事例

屋外通路 補装



長さ約16m幅1m

★ 地面を舗装(飛石撤去)してスムーズに移動が出来ます。コンクリート舗装工事

屋外段差解消 コンクリートスロープ



スロープ長さ1.8m幅0.8m H340mm

地面舗装 2 m四方 (1/8) (8倍) 建築基準法

10cm段差だと80cmまで (12倍) 建築基準法

6~10倍は最適らしい

スロープを歩いて10歩で段差を越えてから、傾斜を(12倍) 建築基準法

★ スロープの新設・砂利道舗装 車椅子での外出の際スムーズに降ります！

住宅改修施工事例

アコーディオンカーテンへの変更



★ 低成本で交換が可能です。
色柄も79種類選ぶことが出来ます！

浴室扉開き戸から折れ戸へ変更



★ 開き戸から折れ戸へ変更
★ 開いた時のデッドスペースが少なく、
入口を広く保つことが出来ます。

住宅改修施工事例

和式から洋式便器



★ 和式便器、小便器、扉を撤去して洋式便器への取替え工事です。
トイレが広くなるので介助がしやすくなります。



★ 段差を撤去して取替も可能です！
★ 立ち座り動作の負担軽減を図り、
安全に排泄動作を行うことが出来る。

●住宅改修も介護保険の対象です。

要介護度ごとの毎月の利用限度額とは別に、

20万円を上限枠とした住宅改修工事が1割、2割または3割負担でできます。

※支給限度基準額を超える部分については全額自己負担になります。なお市(区)町村によっては、独自の住宅改修に対する助成制度を設けている場合があります。

※利用は原則として1回です。ただし、20万円の範囲内であれば数次に分けた工事が可能です。(なお、要介護度が3段階以上あがった場合(要支援2と要介護1は同区分として数える)や、転居した場合は再度利用できます。)

※原則償還方式です。市(区)町村によっては独自の方式(給付券方式・受領委任方式など)をとっている場合があります。

※大規模な住宅改修及び新築工事は、介護保険では認められません。

住宅改修が介護保険で利用できる工事

1 手すりの取り付け



廊下・トイレ・浴室・玄関などに、転倒予防や移動・移乗のために設置する場合。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付けなど。

※福祉用具貸与に掲げる「手すり」に該当するものは除かれます。

2 床段差の解消



部屋・廊下・トイレ・浴室・玄関などに、段差又は傾斜解消工事をする場合。具体的には、敷居を低くする・敷台を設置する、浴室の床のかさ上げなど。

※福祉用具貸与に掲げる「スロープ」、福祉用具購入に掲げる「浴室すのこ」などを置くことによる床段差解消は除かれます。
※昇降機・リフト・段差解消機など動力による機器を設置する工事は除かれます。

3 床材の変更



部屋や浴室など床材を、すべり防止や移動の円滑化などのために、すべりにくいものに変更する場合。

4 引き戸への扉の取替え・引き戸等の新設



開き戸を引き戸・折り戸・アコードィオンカーテンなどに取り替える工事。
扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置、引き戸を新たに設置する工事。

※ドアの取り替え時に自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の費用は除かれます。

5 便器の取替え



和式便器を洋式便器(暖房便座・洗浄機能付も含む)に取り替える場合。

便器の位置変更、向きの変更をする場合。

※すでに洋式便器である場合、暖房便座や洗浄機能の付加は含まれません。

※福祉用具購入に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。

※非水洗式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合、水洗化または簡易水洗化の部分は含まれません。

6 ①から⑤の住宅改修に付帯するもの

①手すりの取付け:手すりの取付けのための壁の下地補強など。

②段差の解消:浴室の床段差の解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置。

③床又は通路面の材料の変更:床材の変更のための下地や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備など。

④扉の取替え:ドアの取替えに伴う壁や柱の改修工事など。

⑤便器の取替え:便器の取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更など。

※給排水設備工事のうち、水洗化・簡易水洗化に係るものには除かれます。

必ず施工前に事前申請をお願いします

施工前に申請し申請書類には担当ケアマネジャーまたは理学療法士(PT)や作業療法士(OT)の「住宅改修が必要な理由書」が必要です。保険給付の対象となることの確認を受けてから、着工してください。急いでいるからと先に工事をしてしまうと保険給付の対象となりませんので、ご注意ください。



介護保険による福祉用具の貸与(レンタル)

下記対象種目をレンタルする場合、月額レンタル料の1割、2割または3割負担でご利用になれます。

※要介護度別に定められた限度額の範囲内です。介護保険制度によるサービス利用料の合計がその限度額を超えた場合、その部分については全額利用者負担となります。
※要支援1・2、要介護1のご利用者(軽度者)については、原則として「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」および「移動用リフト」に対しては、介護保険による貸与費算定の対象とはなりません。ただし、軽度者でも状態によっては貸与費算定が可能となりますのでケアマネジャーへご相談ください。

●下記掲載の商品はイメージです。取り扱いについては当社までお問い合わせください。

レンタル対象となる13種目

①車いす

P70~74

自走用標準型車いす・介助用標準型車いす・普通型電動車いす・介助用電動車いす



②車いす付属品

P75~80

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一緒に使用されるものに限る



③特殊寝台

P133~137

サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付け可能なものであって、次のいずれかの機能を有するもの

- 背部若しくは脚部の傾斜角度を調節する機能を有するもの
- 床の高さを無段階に調節する機能を有するもの



④特殊寝台付属品

P133~141

- マットレス、サイドレール等、特殊寝台と一緒に使用されるもの
- スライディングボード等の滑らせて移乗、位置交換するための補助具等
- 介助用ベルト(入浴介助用以外のもの)



⑤床ずれ防止用具

P147~153

次のいずれかに該当するもの

- エアーマットと送風装置又は空気圧調整装置からなるエアーパッド
- 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のウォーターマット等



⑥体位変換器

P150~152

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるもの
(枕、座布団、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものは除く)



⑦認知症老人徘徊感知機器

P195~198

要介護者等が屋外へ出ようとした時もしくはベッドから離床した時等、センサーにより感知し、家族及び隣人等へ通報するもの



⑧移動用リフト

(吊り具の部分を除く)
P92・164~166

床走行式、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスター等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く)



⑨手すり

P117・118・137・139・140・154~157・159・172

取り付けに際した工事を伴わないものに限る



⑩スロープ

P161~164

段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る



⑪歩行器

P61~68

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するもの

- 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの(自動制御が可能であるものを含む)
- 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることができるもの



⑫歩行補助杖

P56~59

松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ又は多点杖に限る



⑬自動排泄処理装置

P119

レシーバー・チューブ・タンク等の尿や便の経路となる部品及び使用に際して必要な洗浄液やおむつ、付属の衣類、シーツなどの消耗品は除く

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの



介護保険による特定福祉用具の購入

要介護度ごとの毎月の利用限度額とは別に、

毎年10万円を上限とした特定福祉用具の購入が1割、2割または3割負担でできます。

※2006年4月1日より、特定福祉用具販売は指定事業者制になりました。介護保険を使って購入する場合は、都道府県の指定をうけた指定事業者から購入しなければなりません。

※期間と限度額：毎年4月1日から3月31日まで1年間。年間限度額10万円を超えた場合、その部分については、全額自己負担となります。

※原則として償還払い方式です。利用者の方が直接、福祉用具販売店で購入され一旦全額お支払いして頂き、その後、9割、8割または7割相当額を市(区)町村に請求します。ただし、市(区)町村によっては、給付券方式、受領委任払方式など、全額支払うのではなく、1割、2割または3割の相当額を支払って購入できる場合もあります。

購入対象となる5種目

①腰掛け便座

P107~113・115・116

- 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの
- 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ポータブルトイレ
- 腰掛け便座の底上げ部材
- 水洗式ポータブルトイレ(設置にかかる費用は自己負担)



③入浴補助用具

P83~101

入浴に際しての座位の維持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であつて次のいずれかに該当するもの

- 入浴用いす
- 浴槽用手すり
- 浴槽内いす
- 入浴台
- 浴室にすのこ
- 浴槽内すのこ
- 入浴用介助ベルト



②自動排泄処理装置の交換可能部品

P119

レシーバー・チューブ・タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅介護者等又はその介護を行なう者が容易に交換できるもの
(使用に際して必要な洗浄液やおむつ、付属の衣類、シーツなどの消耗品は除く)



④簡易浴槽

P97

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事をともなわないもの



⑤移動用リフトの吊り具の部分

P166

移動用リフトのうち、実際に利用者の体を包んで支え人体に接する吊り具の部分



指定福祉用具販売事業者
(当社)



1 全額(10割)利用者負担で購入します。

当社より商品と一緒に領収書・商品カタログ(またはカタログコピー)をお渡しいたします。
※ご利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本とした「福祉用具サービス計画書」を作成し交付いたします。

ご利用の手順

利用者
(要介護者・要支援者)



各市区町村の窓口へ申請します。(申請に必要な書類は下記に記載)

市区町村

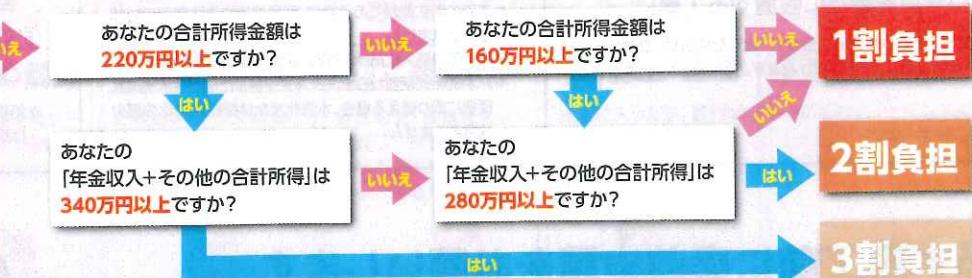
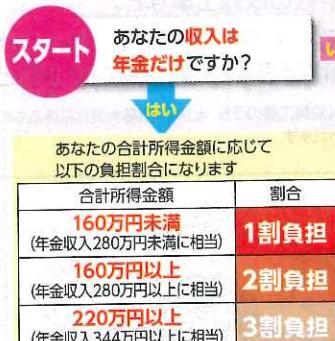


4 市区町村で認められれば購入費の9割、8割または7割の払い戻しが受けられます。

申請に必要な書類 ●支給申請書 ●領収書 ●特定福祉用具が必要である理由書 ●商品のカタログ(コピー可) ●被保険者証 ●印鑑

*同一種目の特定福祉用具の購入はできません。ただし、同一種目であっても用途及び機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく高くなった場合は、再購入できます。
※市区町村により、申請方法が違う場合がありますので、詳しくは当社までお問い合わせ下さい。

介護サービス自己負担額判定チャート (世帯に65歳以上の方が1人の場合/単身者含む)



[ご注意]
上図は介護保険の自己負担割合を簡易的に表したもので、実際の負担割合を保証するものではありません。
実際に適用される負担割合は、介護認定の際に保険者から届く「介護保険負担割合証」をご参照ください。